

令和元年11月定例会 文教厚生委員会（事前）

令和元年11月25日（月）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

井川委員長

ただいまから，文教厚生委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに，議事に入ります。

これより，当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず，教育委員会関係の調査を行います。

この際，教育委員会関係の11月定例会提出予定議案について，理事者側から説明を願うとともに，報告事項があれば，これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料）

議案第1号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第3号）

【報告事項】

- 教員時間外勤務調査結果（速報値）について（資料1）
- 県立夜間中学の新設に伴う新設中学校の校名について（資料2）
- 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」（骨子）について（資料3）

美馬教育長

教育委員会関係の提出議案等の御説明に先立ち，1点，御報告いたします。

本年2月から4月にかけて，公立小学校の事務職員による不適正な事務処理事案が発生し，11月11日付けで懲戒免職処分といたしました。また，9月には，県立学校及び公立小学校の教諭による児童生徒に対する体罰事案が発生し，11月11日付けでそれぞれ，減給及び戒告処分といたしました。

さらに，去る11月17日には，公立中学校の臨時教員が10代女性のスカートの中をスマートフォンで撮影し，逮捕されるという事案が発生しており，事実確認ができ次第，厳正に対処してまいりたいと考えております。

県教育委員会としましては，このような県民の皆様方からの信頼を失う事案が続発したことを大変重く受け止めており，深くおわび申し上げる次第であります。

誠に申し訳ございませんでした。

今後，このような事態を再び招くことがないように，改めて，教職員一人一人に対し綱紀の粛正，公務員倫理の確立について徹底を図り，教育に対する信頼回復に努めてまいり所存でございます。

引き続きまして，11月定例会県議会に提出を予定いたしております教育委員会関係の議案等につきまして御説明申し上げます。

今回，御審議いただきます案件は，令和元年度一般会計11月補正予算案でございます。

それでは，お手元に配付いたしております文教厚生委員会説明資料の1ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算の総括表でございます。

今回の一般会計補正予算の総額は、表の最下段の計欄に記載しておりますとおり、364万5,000円の増額をお願いいたしております。

この結果、令和元年度一般会計予算の総額は、804億8,862万9,000円となっております。なお、補正額の財源内訳につきましては、計欄の上段に括弧書きで記載のとおりでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

まず、福利厚生課でございます。

福利厚生費の①令和元年台風第15号及び第19号救援対策費におきまして、台風第15号及び第19号の被災者に教職員住宅を提供するため、受入施設の修繕等に要する経費といたしまして、164万5,000円を計上いたしております。

続きまして、4ページをお開きください。

学校教育課でございます。

教育指導費の①令和元年台風第15号及び第19号救援対策費におきまして、台風第15号及び第19号の被災児童生徒の転入学に係る就学支援に要する経費といたしまして、200万円を計上いたしております。

以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

続きまして、3点、御報告させていただきます。

1点目は、教員時間外勤務調査結果（速報値）についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

文部科学省の公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを受けて、本県の実況を把握するため、調査を実施したものについて、取り急ぎ、速報値を御報告させていただくものでございます。

まず、公立小中学校につきましては、1、調査方法にありますように、平成29年度、平成30年度と同様の調査方法により、10月の土日を含む7日間について、各市町村から小中学校各1校ずつ、各校から10名を抽出し、時間外勤務時間の状況を報告いただきました。

2、対象者は校長を除く、教頭ほかの教員となっております。

3、調査結果につきましては、1人当たりの平均時間外勤務は、小学校では、平日5日間の合計が11時間39分、土日2日間の合計が1時間45分で、1週間当たりの総時間外勤務は13時間24分となっております。

中学校では、平日5日間の合計が13時間、土日2日間の合計が4時間40分で、1週間当たりの総時間外勤務は17時間40分となっております。

次に、県立学校につきましては、1、調査方法にありますように、本年8月1日から運用を開始しました出退勤管理システムを活用し、8月1日から10月31日までの3か月間、各自が平日、土日等の在校等時間を記録し、各月の在校等時間の総時間から所定の勤務時間を減じた時間を集計いたしました。

2、対象者は、臨時教員を除く全ての教員、約2,000名となっております。

3、調査結果につきましては、1人当たりの月平均時間外勤務として、8月は13.8時間、9月は31.7時間、10月は34.0時間であり、3か月での平均は26.5時間となっております。

引き続き、時間外勤務について、しっかりと分析を行うとともに、長時間勤務の改善や教員の負担軽減に向け、市町村教育委員会や校長会と連携して、とくしまの学校における働き方改革プランを着実に推進してまいります。

2点目は、県立夜間中学の新設に伴う新設中学校の校名についてでございます。

お手元にお配りしております資料2を御覧ください。

この度、令和3年度に開校する県立夜間中学の校名を、徳島県立しらすぎ中学校に決定したところでございます。

決定の主な理由といたしましては、しらすぎは県の鳥であり、清らかに美しく舞う姿は、夜間中学で学ぶ生徒たちが未来に向かって羽ばたくイメージと重なります。また、多様な生徒の学びの場となる中学校の校名として、平仮名で表記しやすく読みやすいものであります。参考として記載しております校名決定までの経緯でございますが、さきの9月議会の文教厚生委員会におきまして、決定方法とスケジュールについて御報告をさせていただいたところでございます。

(1)の校名募集の結果では、9月1日から30日までの30日間、校名を募集いたしましたところ、広く県内外の皆様方から、212件、144作品の御応募を頂きました。

(2)で応募作品の中から、校名候補選定委員からそれぞれ五つの校名候補の推薦を頂きまして、35作品の校名候補推薦リストを作成いたしました。

(3)の校名候補選定委員会において、校名候補推薦リストの中から、四つの校名候補に絞り込み、去る11月11日に開催の教育委員会定例会におきまして、校名を決定したところでございます。

今後は、徳島県立しらすぎ中学校が、活力と魅力にあふれ、未来へ羽ばたく人材を育む学校となりますよう、引き続き、開校に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

3点目は、徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ（骨子）についてでございます。

お手元の資料3を御覧ください。

このほど、徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ策定検討会議等の御意見を踏まえ、資料3のとおり計画の骨子をまとめたところでございます。

まず、1、策定の趣旨についてでございます。

近年の少子化や核家族化、情報化など、社会の変化や家庭・地域社会の教育力の低下等により、子供を取り巻く環境の変化や、それによる子供の育ちに変化が見られます。また、幼稚園教育要領等の改訂や本年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により、これまで以上に質の高い幼児教育・保育が求められております。

そこで、平成27年に策定の徳島県幼児教育振興アクションプランⅡの実施期間の終了に伴い、令和2年度より、幼児教育の更なる振興・充実を図るための総合的な基本計画として策定するものでございます。

次に、2、実施期間につきましては、令和2年度から令和6年度までのおおむね5年間としております。

3、本プランの概要の(1)目指す幼児教育につきましては、3点を掲げることとしております。

(2)基本方針でございますが、1から5までの5点を掲げることとしており、各基本方針の中に重点項目を示しております。

基本方針1，幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実といたしましては、徳島県保育・幼児教育センターを中核に、幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育を提供できるように支えていくこととしています。

基本方針2，保育者の資質及び専門性の向上といたしましては、研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り、保育者の資質及び専門性の向上を目指すこととしています。

基本方針3，発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進といたしましては、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を促進し、発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれる教育・保育の充実を推進することとしています。

基本方針4，特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実といたしましては、特別な配慮を必要とする幼児についての理解を促進するとともに、保育者の専門性の向上を図り、各施設における指導の充実を推進します。また、海外から帰国した幼児や外国籍の幼児、その保護者への支援の充実を図ることとしています。

基本方針5，地域総ぐるみの子育て支援の推進といたしましては、幼稚園・保育所・認定こども園等の持つ専門性を生かし、幼児のより良い成長を支える家庭や地域社会との連携を推進することとしています。

最後に、4，今後の予定でございますが、徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ策定検討会議での御意見を踏まえ、2月議会にプランの案を御報告させていただきます。

報告は、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

井川委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしく願います。

それでは、質疑をどうぞ。

井下委員

私からは、先ほど教育長からありました教職員の不祥事の件でお伺いします。

まず1点、体罰に関する事案ですが、9月に発生して11月に関係者を処分したということなのですが、発生から処分まで2か月もたっているということは、実際には、加害者である先生と被害者である生徒の、学校での関係が修復されている段階で処分が発表になるということは、また生徒が嫌な思いをするようなことになるのではないかと思います。今回、発生から処分の公表に至るまでに掛かった時間について、どのようにお考えかお聞かせください。

中野教職員課長

ただいま井下委員から、事案の発生から処分の公表に至るまでの時間について、どのよ

うに考えているかという御質問でございます。

事案の発生から処分に至るまでに要する日数につきましては、事案によってケースバイケースというところもございます。一般的に事案が発生いたしますと、当該校におきまして関係者に事実確認をいたします。その際、当該教職員、児童、生徒、必要に応じてその他の関係者にも聞き取り等を行い、まずは状況把握をしっかりと行います。

当該校は、把握した内容を教育委員会に報告するとともに、必要に応じて保護者への説明会等も開きます。また、教育委員会はスクールカウンセラーの派遣などを決めます。同時に教育委員会におきましては、学校からの報告で、当該教職員への聞き取り等、調査を行います。その調査を基に、最終的には教育委員会定例会等に諮りまして処分等が決定され公表となります。そのために、どうしても一定の時間が掛かるところがございますけれども、それぞれの事案に応じまして、可能な限り迅速に調査・処分を行い、児童生徒の動揺を最小限にとどめられるように努めてまいりたいと考えております。

井下委員

子供たちに十分配慮していただいて、できるだけスピーディーに対応していただきたいと思っております。また、県民の皆さんからもいろいろと御批判もあると思っておりますが、その都度きちんと説明して対応していただきたいと思っております。

これまでも不祥事はあったかと思うんですが、今回も体罰と事務員のということで、ちょっと種類が違う不祥事なんですが、今回の事がなぜ起こったのか分析等をされているのでしょうか。

中野教職員課長

今回の事案の分析等についての御質問でございます。

まず、不適正な事務処理の事案につきましては、出張旅費の請求書におきまして、虚偽の公文書を作成し、自ら校長の印を購入し押した上で、管理職に見せずに関係機関に提出したというものでございます。このことから、学校内の事務処理のチェック体制を強化する必要があると考えており、組織的なチェック方法を、現在検討しております。

体罰事案につきましては、2件とも教員の認識に甘いところがございます。児童生徒の人格を尊重し、体罰によらない指導の徹底、加えて児童や生徒を指導する際に、自らの怒りの感情をコントロールできるような力が必要であると考えております。

最後に、盗撮による逮捕事案につきましては、教職員としての自覚、誇りを日頃から自分自身で意識、喚起することが重要と考えております。また、スマートフォン等の使用につきましては私的な場合も含め、十分、規範意識を持って使用するといったことも必要であると考えております。

井下委員

先生も人間ですので、ケースバイケースでいろいろあると思うんですが、こういった分析結果を生かして再発防止に努めていくために、今後どのように指導を徹底していくのか、お聞かせいただけたらと思っております。

中野教職員課長

今後の対応についての御質問でございます。

まず、3件の懲戒処分を行いました11月11日、臨時教員が逮捕された翌日の11月18日に、教職員の服務規律の徹底について、市町村教育委員会、県立学校長に文書により通知をいたしました。

また、11月27日に予定をしております市町村教育委員会教育長会と小中学校校長会におきましても、服務規律の確保について、より一層の指導の徹底を求めていきたいと考えております。

元山コンプライアンス推進室長

今回の事案を受けて、今後どのように対応していくかという御質問です。

コンプライアンス推進室では、11月19日に全ての小・中・高・特別支援学校及び県教育委員会事務局、教育機関、市町村教育委員会の管理職を対象とした研修会を実施し、一般的なコンプライアンス研修に加え、今回の事案に係る不適正な事務処理、体罰、わいせつ行為等に焦点を当てた研修を行いました。

不適正な事務処理の防止に向けては、公文書や公金等の適正な取扱いについて再確認するとともに、複数名によるチェック体制の徹底について研修を行ったところです。

体罰根絶に向けては、改めて正しい認識を持つこと、児童生徒の指導に当たっては一人一人の人格を尊重した体罰によらない指導の徹底、部活動顧問にはスポーツ庁からの体罰に関する通知を周知徹底すること、また一時的な感情により体罰に至ることがないように、怒りの感情をコントロールするアンガーマネジメントについての研修を行いました。

わいせつ事案根絶に向けては、平成28年度末の不祥事根絶対策タスクフォースからの提言を基に、個人においては規範意識や教職員としての誇りと自覚を日常的に意識的に点検するとともに、同僚、管理職、それぞれの立場においても、互いの気付き合いや点検を通して意識を高め合うことについて研修を行ったところです。

今後、今回の研修内容を全ての所属で年内に実施するとともに、その報告書を県教育委員会に提出していただくこととしております。

また、小中学校の事務職員については、今回のような事案の再発防止のため、年内に事務処理マニュアルの改善を含めたコンプライアンス研修を実施することとしております。

さらに、今年度、夏のコンプライアンス週間で募集した教職員としての誇りと自覚に関する標語を用いた啓発活動も行っていくこととしております。

県教育委員会としましては、こうした取組を継続的に行っていくことを通じて、教職員の服務規律の徹底を図ってまいりたいと考えております。

井下委員

僕もPTAの会長をやっております、真面目に取り組んでいる先生のほうが、当然ですがたくさんおります。子供に対しても一生懸命取り組んでくれている先生がたくさんいますので、先生を守る上で、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

また、児童生徒、保護者からの信頼を回復するために、是非とも全体的に全力で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

庄野委員

今日頂いた教員時間外勤務調査結果（速報値）についてでございます。

働き方改革ということで、教職員、県職員もそうでありますけれども、過労死になるかもしれないような長時間勤務は、やはり自制していかなければならないという質問を本会議でさせていただきました。

今日、小学校、中学校、高校の時間外勤務の実態をお聞きしまして、中学校は、月に直したら約72時間で、かなりの時間外勤務がまだ続いているという気がいたします。今後、更なる縮減について、どのような形でやっていかれるのか。

あと、高校の場合は月26.5時間と、かなり減っているんだろうという気がしますけれども、月平均26.5時間は、去年と比較してどのような数字なのか教えていただきたいと思えます。

長町教育政策課長

ただいま、庄野委員から2点御質問を頂きました。

まず1点目でございます。

小中学校、特に中学校では月に約72時間の時間外勤務があるということで、今後どのように対応していくのかという御質問でございます。

徐々に時間外勤務が減ってきているという認識はございますが、まだまだ改善しなければならないと思っております。そこで、公立の小中学校につきましては、部活動指導員やスクールサポートスタッフといった外部人材の積極的な活用、夏休み期間中等におけます教職員研修の日数削減や研修課題の精選、サテライト研修の積極的導入といった研修の見直し改善、さらには、ICTの活用といたしまして、全ての公立小中学校に共通の統合型校務支援システムを令和3年度から導入すべく、現在市町村の御意見を伺いながらシステム開発を行っているところでございます。

こうした取組によりまして、長時間勤務の改善と教員の負担軽減、ひいては子供たちのより良い教育につながっていくように、働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

もう1点、県立学校についてでございます。

この調査は、8月から導入いたしました出退勤管理システムによるものでございますので、昨年度と同一基準で比べられるデータは持っておりません。

しかしながら、昨年度も、一昨年度も同様に、県立学校についても時間外勤務の調査を行っております。これによりまして、管理職を除く教員を対象に、記録をお願いして行った調査でございますが、同様に8月から10月までの3か月の平均で、平成29年度では月14.2時間、平成30年度は月9.3時間と、今年度の調査よりも少ない値となっております。

在校等時間という概念はまだありませんでしたけれども、小中学校が国の調査を基に、学校へ来てから帰るまでの時間をベースに調査を行いました。対しまして、県立学校においては、国の調査が行われておりませんでしたので、現在の在校等時間という基本的に学校にいる時間をベースにした時間ではなく、個々の教員の判断によって自主的に行った業務に判断されて、一部入力がなかった時間がある可能性もあると考えております。いずれ

にしましても昨年度よりは今年度のほうが多く出ているという調査結果でございます。

庄野委員

恐らく10月と言ったら、小中学校は運動会のように、いろいろとあったんだろうと思います。時間外勤務をずっと行っておりますとストレスがたまりますので、心の病気やいろんなことが起こります。働き方の問題につきましては、家庭の生活、帰ってから安らげるとか、ワーク・ライフ・バランスにも気を付けて、せっかく徳島県で教職に就くのですから、是非、定年まできちんと働いていけるような環境を整えていただきたいと思います。

それと、県立学校ですけれども、言われたように在校等時間というのを導入して、どのぐらい学校にいるのかが明らかになってきたので、月平均の時間が長くなってきているということは理解できます。月平均26.5時間が適正なのかどうか、減らしていかなければいけないものなのかどうか。いろんな先生方の重荷が少なくなる、子供の教育に集中できる時間が必要だと思えます。

例えば、先生が子供にきちんと授業をするのに、勉強もしなければいけないし、資料を取り寄せたりしなければいけないと思うんです。月26.5時間は、1日に1時間少々ですから、そのぐらいはとは思いますが、今後、県立学校についても、きちんとした時間を把握して、それを今後、減らしていくんだろうと思えますけれども、そのあたりをもう少しどれぐらいの月平均の時間外勤務時間にしていきたいのかを聞かせていただきたい。

長町教育政策課長

庄野委員から、県立学校の時間外勤務をどのように捉えているかという御質問を頂きました。

国のガイドラインでは月に45時間以内が一つの目安でございます。今回、平均では26.5時間、ただし10月は34時間となっております。8月が入っていたということで少し少なくなっておりますが、中には、部活動を中心に過労死ラインといわれる月80時間を超えるような職員もおります。したがって、まだまだ改善していかなければならないと考えております。

県立学校の出退勤管理システムにつきましては、今後も運用してまいりますので、時間外勤務の状況について、引き続き調査分析を行いまして、長時間勤務の改善、教職員の負担軽減に向けて、働き方改革をしっかりと推進してまいりたいと考えております。

西沢委員

仕事の自宅への持ち帰りというのは、時間外勤務の計算には入っていませんね。だから、実態とはちょっと違う可能性があります。まず、当たり前だと思うんですけど、1日8時間としての計算ですか。

長町教育政策課長

7時間45分です。それで、仕事の持ち帰りということがあるかということでございますが、自宅等に資料等を持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうということは、本意ではございません。本来の趣旨ではないと考えております。

もちろん、翌日の授業準備など、一部の業務については持ち帰っていることもあるかと思いますがけれども、以前よりは減ってきていると伺っております。また、特に試験の採点や成績等という評価につきましても、個人情報保護の観点からも、学校において行うべきであると考えております。

西沢委員

就業規則はあるのですか。

井川委員長

小休いたします。（11時07分）

井川委員長

再開します。（11時07分）

長町教育政策課長

服務規程におきまして、就業時間が決まっております。

西沢委員

就業規則というものは、教職員でも県職員でもなかったらいけないのではないかと思うんですけれども、服務規程でいいのですか。

東條副教育長

民間の雇用関係の就業規則に当たるものが、公務員の場合は服務規程で決まっております。雇用契約として労使で決めるものを、公務員は服務規程で決まっているという違いです。

西沢委員

前から気になっているんですけれども、タイムカードはないですね。県職員はあるんですか。県職員は、出入りは確認していますが、入り口の所でタイムカードを押しているのか。

長町教育政策課長

県職員については、タイムカードではなくICTを活用した出勤簿になっております。今回、県立学校に導入しましたのは、やはりICTを活用した出退勤管理システムでございます。朝、学校に来ましてパソコンを開けて出勤を押すと、出勤したことになって、帰る時には退勤を押すことで退勤が分かるといったシステムを活用して、出退勤時間を把握します。

西沢委員

それは、パソコンを開けて押印しなかったら出勤にならないんですね。确实ではない。

やっぱりタイムカードみたいなもので管理したほうがいい。出勤したら確実に開けるんですか。確実にあったらいいです。

それから、先ほど、時間外勤務の調査結果ですけれども、平均ですから、ばらつきの問題です。教頭や副校長は勤務が非常に大変だと聞きます。だから、ばらつきが問題なのに、資料には一つも出てきていません。このあたりを調査しなくていいんでしょうか。時間外勤務の多い人が問題なんです。そこが出てこなかったら意味がないです。

長町教育政策課長

西沢委員から、この調査について、平均だけではなくて、ばらつきはどうかということでございます。

こちらについては、一部調べたものがございますので申し上げます。まず、小中学校においては、1か月の総時間外勤務が月80時間を超える教員の割合は、国の調査では、平成28年度の小学校で34パーセント。中学校で58パーセントでございました。今回の調査結果によりますと、小学校が15.9パーセント、中学校では37.1パーセントでございました。また、県立学校においては、月80時間を超える教員は6.2パーセントとなっております。

西沢委員

これも大問題です。服務規程が月45時間ですか。でも、今まで月80時間を超える人がたくさんいるのに、平均がこれだけだったら、ゼロに近い人もたくさんいるということです。平均時間ももっと大きいような気がします。

特に、時間外勤務時間が最高に多い人が、まず問題です。教頭まで入っていますから、多分、教頭は、時間外勤務時間が一番多いと思います。そのあたりの改善もしていかないといけないと思います。絶対、誰か責任者がいないといけないという、長時間勤務になってしまいますから、例えば、二人いたら交代で時間をずらしてやるとか。

今回のこの調査だけでなく、単なる平均を重視せず、本当に大変なのは誰かということを中心にちゃんと調査して、対策を練っていかなければいけないんじゃないか。国が公表しているのは平均だけですか。ばらつきも入っているんですか。

長町教育政策課長

西沢委員から、平均だけでいいのかという御質問でございます。

国の今後行われる調査におきましても、例えば月80時間以上が何パーセント、月45時間から月80時間が何パーセントという調査を行うように伺っております。

したがって、特に月80時間を超える教職員が、どのような仕事内容でそういったことになっているのかということも、しっかりと分析して、改善に努めてまいりたいと考えております。

西沢委員

誰が一番大変なのかということで、重点的に解消しないといけないと思いますので、よろしく頼みます。

先生は教育に非常に時間を掛けています。中でも、小学校のときは、毎日、日記を書い

て出すと、先生も一人一人ちゃんと丁寧に書いてくれます。非常に時間を掛けている。子供をしっかり見て、子供一人一人に書いているんだと思うんです。多分、学校は自分の所だけやめると言いにくいのかも分かりません。例えば日記も1週間に1回だけにするとか、そういうふうに、一校一校だけではできにくい、一人一人の先生ではやりにくいことを、全県的に統一して減らすということもできるのではないかと。例として、良いのか悪いのか分かりませんが。そういう思い切ったやり方をしなかったら、月80時間が月三十何時間にはなかなかありません。非常に壁が高いです。

だから、一人一人ではできない問題は、みんなで改善していくという全体的な改善策を、県教育委員会からの指導がなければできない。自分たちからこうやりますとは言いにくい先生もたくさんいるのではないかと思います。

それから、英語力の問題です。

本物の英語を小さい時からやると、外国人が正しい英語を発音したときにすんなり聞こえるという英語脳と言うのですか、日本語と英語の両方が聞こえるような脳になると思いますので、小さい時から勉強していくということが大切ではないかと思えます。

保育所や幼稚園で、本物の英語を勉強させている所もあります。そういう所で問題があるのかを調べて、良いのであれば、どんどん進めていくというやり方が必要なのではないかと思うんですけど、いかがですか。

小林グローバル・文化教育課長

英語力を身に付けるために、早期から英語に触れる教育が必要ではないかという御提言を頂いているところでございます。

西沢委員の御指摘のとおり、音声を柔軟に受け止めたり、敏感に感じる力、外国語に興味・関心を喚起するための早期段階からの教育については、様々な意見があるところでございます。また、県内においても幼稚園、認定こども園においてゲームなどで、楽しく英語に親しめるような短い活動を取り入れている所もあると認識しております。

一方、英語教育における、母国語である日本語の習得に対する影響や、児童への負担増の検証、指導者等の確保といった段階的な環境整備を経まして、来年度より小学校3年生からの外国語活動が始まるところでございます。思考と言語のつながりがどの段階でどういうふうになるのかの検証が進まない中、公教育の中で体系的に幼稚園等で英語教育を実施することにハードルが高いものと現在のところ考えております。

まずは、幼稚園等で今、行われていますような特色ある活動の様子を注視しながら、これから始まる小学校の英語教育の充実と成果の検証及び中学校・高等学校への接続についてしっかりと取り組んでまいりたいと考える次第でございます。

西沢委員

国から言われたから、小学校3年生から始めるというのではなくて、本当に良いことであれば進んでするという自主性もいるのではないんですか。良いことはやっていくという姿勢が必要なんじゃないかと思えます。

私の親戚は、保育所の頃から英語教育をやっています。家に帰ってきて、本当の英語の発音でやるのでたじたじすると言っていましたけど、本物を身に付けるというのは、小さ

い時からやる必要があるのではないか。小学校3年生では遅いのではないかなという気がします。そのあたりを、もう一度、ゼロから考えていただいて、良いのであればやっていただきたいというふうに思います。

先ほど、いろいろなお話がありましたけれども、教職員の働き方改革で、子供の学力が落ちたらいけないという話があります。でも、学力だけではなく、心の健康や、体力が総合的に落ちていってはいけないので、よく配慮していただいて、今までと変わらないようにしていただきたい。子供たちの数が減ってきていますので、特にやりにくい。部活なんか本当にやりにくいです。やりにくい面があるのをどうかわすのかというのを地域と一体になって、例えば、部活などでも、地域の人と一緒にやってやるようなやり方をもっとしていく、学校だけではなかなかできないということは、地域を含めてやっていくということを進めてほしいと思います。

美馬教育長

今幾つか御質問を頂きました。

まずは、教職員の働き方改革でございますけれども、先ほどは、小学校の日記の例で、もっと効率良くできないかというお話でした。

今までの学校教育は、やればすばらしいということ、たくさん積み上げてきています。その結果、どれ一つとしてなかなかなくせなくなっているという現実があると思います。先生方も、できるだけ効率良くしようとお考えいただいておりますけれども、どれをなくしたらいいのかを、今、一生懸命考えてくださっていると思いますし、我々も考えております。一緒にできるものはできるだけ一緒にする。みんなで使えるものがあれば、それを使う。それぞれが手間を掛けていたことが、一つのアイデアによって統一できるのであればそれも良い。

ただ、教職員である以上、しっかりと個別に対応したいという熱意をなくすわけにはいきません。今どれをなくすか、すぐには言えませんけれども、学校の中で働き方改革が徐々に浸透していきつつあります。先生方も、今までのように漫然としてきたのでは、なかなか時間が短くならないというのは、おっしゃるとおりでございます。それは、日本の教育の今までのやり方という大きな問題でもございますので、そこはしっかりと考えてまいりたい。時間を掛けながら、対応しながら、またPTAの保護者の方々の意見を聞きながらやっていく必要があるかと思っております。

英語につきましては、先ほど、徳島県幼児教育振興アクションプランⅢの骨子を提出させていただきましたけれども、幼児教育の中でやらなければいけないことが、非常にたくさんございます。まずは、日本語、それから自立していくために教育しなくてはならないことが非常にたくさんございます。そういったことを優先的にしていく必要があります。

また、早期の英語教育については、文部科学省においても、かなり議論をしております。我々も、そういった議論については常にアンテナを高くしていようと思っておりますけれども、やはり母国語をまずしっかりとやるということ、どの研究結果にしましても、例えばノーベル賞であるとか、そういったところまでつながっていくためには、母国語で物事を思考するということが、非常に大事であるとよく言われております。

どこから始めればいいのかという研究はまだ十分できているわけではございません。ただ

発音については、最近教材等がしっかりとできておりますので、小学3年生の外国語活動でALTがない場合も、そういう物を活用しながらやっていければと考えております。

最後に、心の健康については、西沢委員のおっしゃるとおりでございまして、学力だけを伸ばせばいいというものではございません。そのために、体験学習も行ったりと、部活動、委員会活動など校内でのいろいろな行事を非常に大事にしながらやっていきたいと考えております。

西沢委員

私たちが小学生だった時は、小学6年生の子から1年生の子まで一緒になって、地域の中で大きい子から小さい子まで一つになって遊んでました。いろんなことを上の子が教えてくれたり、現実的にいろいろ対応をしてきたと思います。それが今は余りない。地域に子供の数が少ないこともあるけれども、だんだんと個人的なゲームが多くなってきたりして、一つになって外で遊ぶということが少なくなってきたんじゃないですか。

昔の教育のほうが、人間の育成には非常に役立ったんじゃないかと思います。だから、そういうことがだんだん薄れてきて、ゆがんだ人が多くなってくる。ゆがんだ人がまたゆがんだ子供をゆがんだ方向で育てるという悪循環をしているような気がします。もっと根本から、本当の教育とは人間教育ではないかということのを改めて、時間を掛けてやらなければいけないと思います。そのあたりを、これからもよろしく頼みます。

長池委員

今、徳島市の旧文化センターの件で、県と徳島市がもめているように映っているという現状があります。徳島市文化センターの跡地に県有地があって、それをどうするかというのが大きな論点でありまして、知事も県議会の県土整備委員会の意見を尊重して、徳島市と交渉をしているというふうに私は理解しております。

質問の趣旨としては、文教厚生委員会でこの議論を一切してなかったと私は記憶しておるんですが、文教厚生委員会で議論すべきようなことなのかどうかをお聞きしたいと思います。徳島市の新ホールですから、県民から見ると文化なんです。文化と言えば、教育委員会ということなんです。県議会は余り文化を推奨していないのかと聞かれまして、いろんな情報の中で、県議会が徳島市の新ホールを建てるのを遅らせているのではないかとこのように言われるわけです。文教厚生委員会でどんな議論ができるのかというふうに言われま。文教厚生委員会で議論としてふさわしいのかどうか、論点があるのかどうかも含めて、的確でなくてもいいんですが、どうお考えなのかをお聞きしたいと思います。

井川委員長

小休します。（11時30分）

井川委員長

それでは、再開します。（11時31分）

長池委員

徳島市の問題ですから、新ホールについては論点はないというふうな雰囲気でした。

現状はどうなのか私も知らないんです。市民や県民の中には、徳島市の建物とはいえ、県都にあった文化センターが今ない状態でもいけているなら、建てなくてもいいのではないかという議論があるわけです。新ホールがないことによって困っている事態が発生しているのかどうか。これは市民だけの問題でないように思うんですけども、そういうことも含めて、教育委員会のほうへ寄せられている現場の声があるのかどうかというのはどうなんですか。

井川委員長

小休します。（11時32分）

井川委員長

再開します。（11時35分）

長池委員

どうして、こんなことを言うかと言うと、県議会の各委員会の中で文教厚生委員会が徳島選挙区の委員が一番多い委員会でございますが、4人もおりまして、何を論点にするかというのはまた別問題ですが、過去にここで一切、何の質問も出てないんです。

それで無理やり話をまとめますと、現時点で土地の問題という意味では所管ではないと思うんです。それはもちろん私も分かっておるんです。

いわゆる現状の把握という意味で、私もあったほうが良いと思うんですが、新ホールがないことで窮しているような現状があるのであれば、しっかりと文教厚生委員会が把握しないといけないと思いますし、逆に問題なくうまくいっているのだったら、そういうことも把握しないといけない。いろんな意味で、文教厚生委員会の中で今まで一言も意見が出てこなかったという上で、今、知事が徳島市との交渉の中で、県議会と何度も出てくるものですから、どうなのかと市民から声を頂いている現状を、まず皆さんにお伝えしておかないといけないと思いましたので発言させていただきました。

梶原委員

教職員の時間外勤務ですが、令和3年度に統合型校務支援システムが導入されると聞いていますけれども、これは特にどのような業務の効率化が図れるのか教えてください。

長町教育政策課長

梶原委員から、令和3年度に導入する予定の統合型校務支援システムを通じて、どのようなメリットがあるかという御質問を頂きました。

まず、小中学校では、今、手書きの書類などもかなりあると伺っておりますが、それがICT化ということで電子情報になり、容易に加工等をしやすくなるというのが1点ございます。

また、今回の大きな特徴として、すべての公立小中学校に共通の統合型校務支援システ

ムを入れるということで、例えば徳島市に勤務の教職員が、別の市町村に異動するといった場合も、従来であればまた違うシステム、あるいはやり方を習得する必要があると思いますが、同じ共通のシステムということで、一度このシステムを習得すれば異動があっても、引き続き、同じシステムでやれるといったメリット、それを通じまして負担軽減になるのかと考えておるところです。

梶原委員

統合型校務支援システム導入によって、かなり時間の短縮が図られるという見込みなんでしょうか。

長町教育政策課長

システムの導入によって負担軽減・時間短縮が図られるかということでございますが、当然、それを目的にこのシステムの導入を行っているところでございます。

梶原委員

分かりました。これは県下一斉にスタートするんですか。

長町教育政策課長

県下一斉にスタートするかという御質問でございまして、正にそのとおりです。令和3年度の4月から導入できるよう、現在市町村の御意見をお伺いしながらシステム開発を行っているところでございます。

梶原委員

本当に良いシステムが導入されるということで良いと思います。

昨日、私も渭北の防災訓練に出ておりましたけれども、校長先生とか教頭先生は地域の会合にかなり出ておられるんです。土日に地域の会合が多くて、校長先生、教頭先生は休む時間がないと常々感じております。地域の会合などに出る時間は残業に含まれるんでしょうか。

長町教育政策課長

地域活動等の時間が在校等時間の中に含まれるかということでございます。

これは、休みにそういった活動で出て行った場合は含まれます。それも含めての在校等時間ということになります。

梶原委員

その辺、地域の活動でどれくらいの時間を費やしているかというのをきっちりと把握してあげて、配慮することも必要じゃないかと思います。

あと、部活動を受け持つ先生方の負担も大きいと聞いておりますけれども、外部指導者の導入が以前から図られていると思いますが、全体の中学校・高校のクラブ活動で何パーセントぐらい、外部指導者が活動されているのか、お分かりになったら教えていただきたい

い。

林体育学校安全課長

部活動指導員の数及び外部指導者数の御質問でございますが、中学校におけます部活動指導員は、本年度22名、市町村のほうで任用されております。そのほかに、従来からあります外部指導者につきましては、216名の方々に活動していただいております。高校につきましては、部活動指導員の任用はございません。外部のコーチ等で63名ほどが活動していただいている現状でございます。

梶原委員

地域の方に、スポーツの経験があるので指導したいという方のお話を時々聞くんですが、そういう方を掘り起こしていただいて、先生方もしっかり軽減できるように、その点は重要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、幼児教育のほうですが、保育料無償化が10月からスタートしまして、実態としては幼稚園への入所希望者が増えたといった状況はないんでしょうか。

小倉学校教育課長

幼稚園や保育所へどれくらいの子供が入るかというところは教育委員会が所管していない部分になります。

梶原委員

分かりました。そうしましたら幼稚園で無償化の対象になっていない施設というのはございますでしょうか。

これも、違うんですね。

あと1点、徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ（骨子）の基本方針4に、海外から帰国した幼児や外国籍の幼児、その保護者への支援の充実を図りますと掲げていますけれども、海外から帰国されて日本語が余り話せない子供の場合は、加配の先生が付いて、フォローをできる体制ができているのか教えていただきたい。

小林グローバル・文化教育課長

日本語教育が必要な児童生徒への支援ということについてでございます。

幼稚園、保育所における支援対策については、現在、こちらでは把握していませんけれども、小学校・中学校・高等学校におきましては、要望があった全ての子供たちに支援の手が行き届くような授業を実施させていただいているところでございます。

梶原委員

分かりました。

最後に、夜間中学のことをお伺ひいたしますけれども、生徒募集はいつから開始する予定でしょうか。

齋藤学校教育課学力向上推進幹

梶原委員より、夜間中学の募集はいつからかということです。

来年度の秋頃からというふうに考えておりました、現在、各市町村、教育委員会を通じまして、希望調査を行っているところでございます。

梶原委員

今、市町村のほうで希望調査されているということでしたが、入学希望者は夏ぐらいに分かるんですか。

齋藤学校教育課学力向上推進幹

1回目の各市町村からの希望調査に関しましては、1月の中旬に集計したいと考えておりますけれども、その後も引き続き、希望調査をしてまいりたいというふうに考えております。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、教育委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時49分）